

育成就労制度における育成イメージ（工業製品製造業分野 縫製区分）

特定技能 1 号の技能水準 (相当程度の知識又は 経験を必要とする技能)	カーテン縫製作業（生地裁断作業、接ぎ合わせ作業、三方縫製作業、丈決め・芯地付け作業、上部縫製作業）に従事できる。
--	--

↑ 育成就労評価試験（専門級）に合格

育成イメージ	技能実習 2 号移行対象職種と同様の育成・評価に加え、カーテン製造を主たる技能に追加
--------	--

【カーテン製造】

2 ～ 3 年目	1 幅仕様カーテン縫製に加えて、レギュラーカーテン以外のスタイルカーテンに関する知識と実技を習得したうえで、2 幅仕様カーテン縫製が行えるようになる。
1 年目	カーテン全般に必要な知識の中で、主要となるレギュラーカーテンに関する知識と実技を習得したうえで、1 幅仕様カーテン縫製が行えるようになる。

業務工程

必須業務

生地裁断、接ぎ合わせ



- 支給生地を粗切り裁断作業
- 2 幅の粗切り裁断
- 幅方向 2 幅接ぎ合わせ
- 接ぎ合わせ部 割りアイロン掛け

三方縫製
(裾、両サイド)



- 裾部分三つ折り
- 両サイド三つ折り

丈決め、芯地付け



- 指定サイズへの丈決め（上部を切り落とす）
- 上部に芯地を包み縫い

上部縫製
(ヒダ取、フック差し)



- 指定サイズにヒダを1個ずつ取る
- 9個ヒダを取るが、接ぎ合わせ部の処理をポイントとする
- ヒダ取にフックを1個ずつ差し込む

必須業務（2 ～ 3 年目）